

(平成23年9月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山口地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 6 月から 45 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月から 45 年 4 月まで

私が居住している A 町 B 自治会地区においては、婦人会に集金手数料が入るとのことで、当時は、私と私の妻の二人分の国民年金保険料に加え、国民健康保険料、水道料、税金等を一緒に毎月、婦人会の集金人に納めていた。保険料を納付すると、集金名簿の私の名前に丸印をしてくれていたが、領収書等は受け取っていなかった。国民年金手帳も紛失し、保険料を納付したことを立証する資料等はないが、申立期間について、国民年金の資格を喪失するような事由は全く無い上、妻の保険料は納付済みとなっていることから、国民年金の資格を喪失し、保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間に係る国民年金保険料を婦人会の集金人に夫婦二人分の保険料に加え、国民健康保険料、水道料、税金等を一緒に納付していた。」と主張しているところ、申立期間当時の A 町における保険料の納付方法と合致している上、申立人は、申立期間を含む昭和 34 年 5 月 1 日から 45 年 5 月 1 日まで国民健康保険に継続して加入していることが確認できる。

また、申立人の国民年金被保険者台帳から、申立人は、昭和 43 年 6 月 1 日に被保険者資格を喪失したことが確認できるものの、申立期間については、国民年金に強制加入すべき期間であり、同日に被保険者資格を喪失する合理的理由は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金加入期間については、加入当初の 1 か月を除き全て保険料を納付しており、一緒に保険料を納付したと主張する申立人の

妻も申立期間を含む国民年金加入期間については全て保険料を納付していることから、申立人及びその妻の保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 山口厚生年金 事案 1107

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和41年8月10日、資格喪失日は同年10月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、3万3,000円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月10日から同年10月1日まで

私は、昭和36年3月に、A社B支店（現在は、C社）へ入社し、平成14年9月30日にC社を定年退職するまで、途中転勤はあったが、継続して同社に勤務したのに、昭和41年8月10日から同年10月1日までの間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

昭和41年8月10日にA社B支店から同社D出張所（昭和41年9月にA社E支店へ名称変更）へ転勤となったが、申立期間も事務及び技術スタッフとして勤務したので、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

C社から提出のあった社員経歴書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は申立期間も継続して同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A社D出張所における同僚（いずれも上司）として二人の名前を挙げているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該二人は、同社E支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和41年10月1日までの期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、同社に係る被保険者原票に、申立人と氏名及び生年月日が同一で、厚生年金保険被保険者記号番号の数字の一つが相違している記録が確認できる。

さらに、当該被保険者原票の資格取得日及び喪失日は、申立期間と一致していることなども踏まえると、当該記録は申立人の記録に相違ないと判断できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 41 年 8 月 10 日に被保険者資格を取得し、同年 10 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の被保険者原票の記録から、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録については、95万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

私は、平成 2 年 4 月から 21 年 9 月末まで、A 社に勤務していた。

私は、個人別支給額明細表のとおり、平成 17 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されているが、当該期間に係る標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する申立人に係る個人別支給額明細表により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険料の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、上記の個人別支給額明細表に係る保険料控除額及び賞与額から、95万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険

事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。